

# 起

協議会

News. Vol. 171

6月号

特定非営利活動法人  
さいたま起業家協議会発行  
平成28年6月10日

巻頭言 太田 昇

## 「鶏口となるも牛後となるなかれ」

〔起業家は〕  
大きな業界の中でビリにいるより、  
小さな業界であっても1位を目指す経営が大事。

中国古典からの引用



## What's new 最近の活動

- 5月20日（金）例会が開催され、「経営計画発表会」をテーマに盛況となりました。
- 5月26日（木）新都心ビジネス交流プラザ10周年記念大交流会が盛大に開催されました。1部では株式会社ハイディ日高の神田正会長の講演、2部の大交流会では10年間の貢献を称え、上田清司埼玉県知事より太田昇理事相談役、さいたま市長代理より佐原雅史理事長にそれぞれ感謝状が贈呈されました。
- 6月 3日（金）役員会が開かれました。



贈呈式の模様

## Topics 「権利書はなくなった？」

測量&登記 田中事務所 田中尚子

先日、お客様から権利書をお預かりしようとしたところ、権利書をお持ちでなく「いま権利書はなくなって横書きの物にかわったと聞いたから、もういらないと思っていた」とおっしゃいます。

確かに、平成16年に法律が改正されて、不動産を取得しても「権利書」は発行されず「登記識別情報」の通知がなされることになりました。登記識別情報は紙に印刷してもらうこともでき、それは横書きでお客様のおっしゃる通りです。

その意味では権利書の新規発行はなくなったのですが、残念ながら、登記識別情報通知方式が変わる前に登記を受けて、「権利書」を持っている場合、その権利書が生きています。その方は誤って権利書を処分してしまわれたのでした。

では、権利書にかわって通知されることとなった登記識別情報とはどのようなものなのでしょうか。登記識別情報とは、法務局で発行する12桁のパスワードのようなもので、パスワード部分には目隠しシールが貼ってあります。不動産を売却したり担保権を設定したりするときなどには、このパスワードを法務局に提供しますので、パスワード部分を他人に見られないよう、シールを着けたままで大切に保管してください。

心配なときは登記識別情報の失効もできますが、登記識別情報は再発行されませんので注意が必要です。



法務省HPより

## Schedule 今後の活動予定

- 6月11日（土）ビジネス交流会（詳細は裏面参照）
- 6月18日（土）会社設立希望者向けセミナー
- 7月13日（水）さいたまベンチャー社長塾審査会
- 7月15日（金）7月例会
- 7月27日（水）さいたまベンチャー社長塾入塾式

◆賛助会員 埼玉りそな銀行、武蔵野銀行浦和支店、埼玉縣信用金庫、有限責任監査法人トーマツさいたま事務所

6/11(土) 14:00～ ★ビジネス交流会★ 講師:宗次徳二氏

Hot!

6/18(土) 9:30～ 会社設立希望者向けセミナー

7/13(水) 9:00～ さいたまベンチャー社長塾 審査会(塾生募集中～6月30日まで)

7/15(金) 17:30～ 起業塾・例会

7/27(水) 9:00～ さいたまベンチャー社長塾 入塾式

## さいたま起業家協議会 2016年度ビジネス交流会

さいたま起業家協議会では、下記の日程・講演内容で、ビジネス交流会を開催する予定です。皆様、奮ってご参加ください。資料等の準備のため、参加をご希望される方は、下記申込書にご記入の上、FAXでお申し込みください。

日時:6月11日(土)

場所:新都心ビジネス交流プラザ4階会議室

スケジュール:14:00～講演

16:00～交流会

2016年ビジネス交流会は、カレーハウスCoCo壱番屋 創業者 宗次 徳二 氏をお迎えし『ココから学ぶ経営哲学』というテーマでご講演いただきます。

講演終了後には、ご参加の皆様相互の交流会を予定しております。

### ビジネス交流会参加申込書

フリガナ	
氏名	男・女
会社名	
住所	
電話番号	
ファックス番号	
Eメールアドレス	
業種	

※ご記入いただいたお名前などの個人情報、本会員研修の出席確認及び今後、当主催者が開催する催し物のご案内に利用させていただき、それ以外の目的に利用したり第三者に提供することはありません。

参加申込書  
送付先

特定非営利活動法人 さいたま起業家協議会  
FAX 048-856-9746